

# 新型コロナウイルス感染症対策

## 新型コロナウイルスワクチンの住民接種体制




令和3年2月1日

# 接種スケジュール及び接種会場

予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律【令和2年12月9日公布】  
 予防接種法の臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣の指示のもと、  
 都道府県の協力により、市町村長において予防接種を実施

接種スケジュール(予定)		2月	3月	4月	5月以降
県	医療従事者等		接種開始		
市	65歳以上の高齢者		接種券送付	接種開始	
	基礎疾患のある方				接種開始
	高齢者施設等従事者				接種開始
	60～64歳の方(※)				接種開始
	その他上記以外の方				接種開始

各個人宛に  
接種券を郵送



(※)ワクチンの供給量による

## 接種会場について

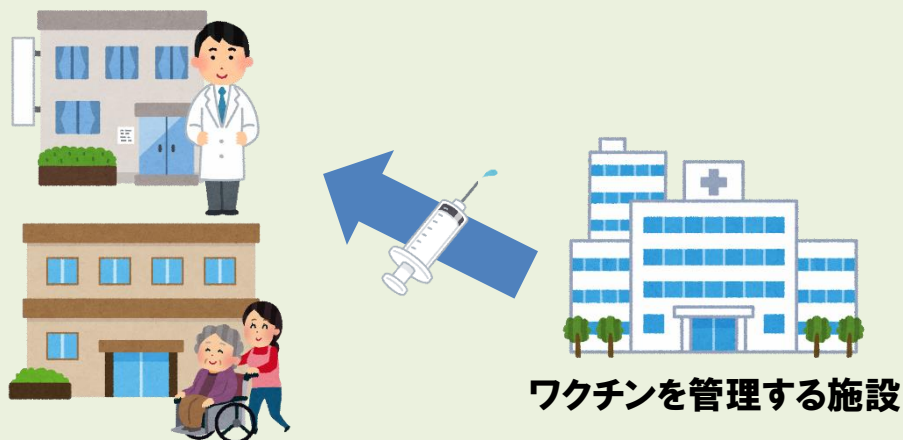
公共施設及び商業施設数が所を拠点とした集団接種会場で接種できるよう準備を進めています。拠点をベースに、今後、地域を巡回しての集団接種や医療機関での接種体制も検討していきます。

# 高齢者施設における接種方法

高齢者施設に入所している人については、国が示す接種の進め方をもとに、**入所している施設**で接種できるよう、関係団体等と連携して接種体制を構築

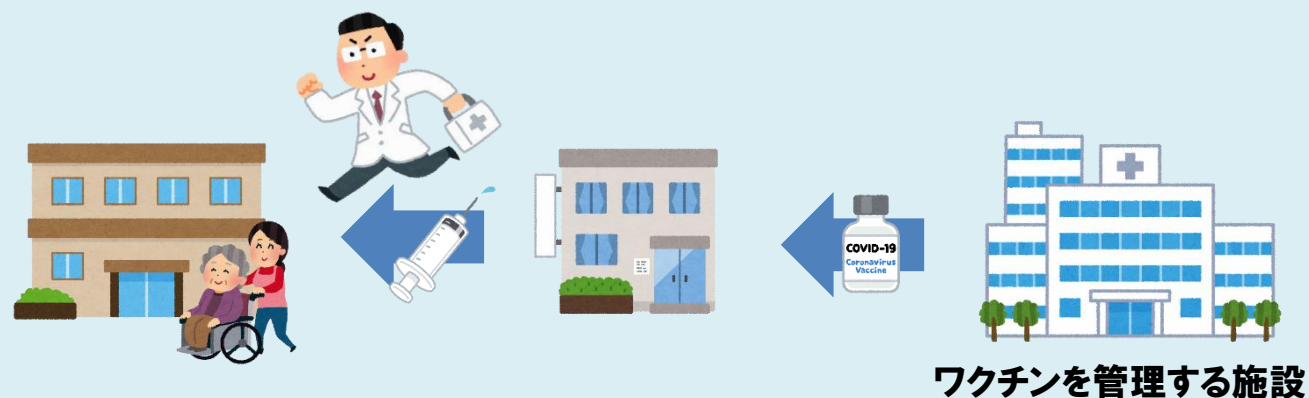
## 高齢者施設での接種イメージ

介護老人保健施設・介護医療院・  
介護療養型医療施設



医療機関が接種施設として登録し、施設にて接種が可能

介護老人福祉施設・有料老人ホーム・  
サービス付き高齢者住宅・  
認知症対応型共同生活介護等



嘱託医等の医療機関が、接種施設として登録し、施設にて接種が可能

今後、ワクチンの供給状況に応じて  
全市民が接種しやすい体制を整えていきます

# 問い合わせ先



**健康福祉部 健康づくり課**  
**〒514-8611 津市西丸之内23番1号**  
**TEL:059-229-3310**  
**FAX:059-229-3346**

